

## その他(2号)公衆浴場構造等基準

項目		基準	根拠		
照明		入浴者が利用するすべての場所は、20ルクス以上の照度を有するようにする	条3-1-1		
区画・障壁		下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画して設ける	条3-1-17		
		脱衣室及び浴室は、男女を区別し、障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造（障壁は高さ1.8m以上）	条3-1-19（指導）		
履物の保管		入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設ける	条3-2-2ア		
入浴者用便所		入浴者の使用する各階、入口から男女別に区別して設置	条3-2-2カ		
		流水式手洗いの設置			
脱衣室	床面積	適当な広さ	条3-2-2イ		
	床面材質	リノリウム、板等の不浸透性材料を用いる	条3-1-21		
	収納設備	入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設ける	条3-1-22		
脱衣室・浴室		保温	室内を適温に保つために必要な設備を設ける	条3-1-25	
		換気	換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設ける	条3-1-26	
浴室		床面積	適当な広さ	条3-2-2ウ	
		床面材質	不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げ	条3-1-28	
		湯栓・水栓等	湯及び水の出る適当数のシャワー又は適当数の湯栓、水栓及び浴槽を設置。湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給する。	条3-2-2エ 条3-1-7	
洗い場	排水設備	適当な勾配を付け、使用後の湯水を完全に排出させる構造	条3-1-30		
浴槽		浴槽水	常に満杯を保つこと	条3-1-7	
		材質	耐水材料を用い、入浴者に直接熱気や熱湯が触れない設備	条3-1-32	
		温度計	入浴者の見やすい位置に設置（全ての浴槽）	条3-1-34	
屋外に浴槽を設けるとき		屋外浴槽及び附帯する通路等は、適当な広さのものを設ける	条3-2-2オ （条3-1-33）		
		屋外浴槽に附帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造			
		屋外には、洗い場を設けない			
		屋外浴槽は、男女を区別し、障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造			
				汚水を滞留させない構造	指導
サウナ室 又は サウナ設備		温度計	適当な位置に設ける（室内、室外とも見える位置）	条3-1-35（指導）	
		床面	清掃が容易に行える構造、清掃の際の水が完全に排出できる排水口を設置	指導	
		換気	給気口は室内の最も低い床面に近接する位置に設け、排気口は天井に近接する位置に設ける	指導	
		危害防止		蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは入浴者に接触しない構造 接触のおそれのある金属部分は断熱材等で安全措置を講ずる	指導
				容易に内部の状態が見通しできる窓、その他の装置を設置	指導

項 目		基 準	根 拠	
ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合	ろ 過 器	十分なる過能力、上流に集毛器を設置	条 3-1-36 ア	
	ろ 材	十分な逆洗が行えるもの又は交換が適切に行える構造	条 3-1-36 イ	
	循 環 水		打たせ湯、シャワー等へ再利用しない構造	条 3-1-36 ウ
			浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造(オーバーフロー回収槽の禁止)	条 3-1-36 エ
			誤飲、飛まつ吸引等による事故の防止措置が講じられた構造	条 3-1-36 オ
			取入口は、吸込事故の防止措置が講じられた構造	条 3-1-36 カ
		塩素系薬剤による消毒又はモノクロラミンによる消毒を実施(遊離残留塩素濃度 0.4mg/l 以上、モノクロラミン濃度 3mg/l 以上)	条 3-1-10 エ 区規 11-4	
気泡発生装置等	気泡発生装置、ジェット噴射装置等を設ける場合には、点検、清掃、排水を行える構造	条 3-1-36 キ		
貯水槽・調節槽	蓋付きとする	条 3-1-37		
貯湯槽・調節槽	点検、清掃、排水が容易に行える構造	指導		
貯湯槽	60℃以上に保つか又は塩素消毒を実施	条 3-1-9 イ 区規 10-2		
排水溝・排水ます等	耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐ設備を設ける	条 3-1-38		
洗い場・下水溝	水流を良好にし、汚水を滞留させないようにする	条 3-1-5		
釜	浴槽水と上がり湯が混合しない構造	条 3-1-39		
ボイラー等	灰、燃え殻等の飛散を防ぐ設備を設ける	条 3-1-40		
飲料水設備を設ける場合		飲料水の表示	条 3-1-41	
		水道法の水質基準に適合すること		
		浴用の貯水槽を経由しないで供給すること		
その他の設備	入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けない	条 3-1-42		
利用者への使用方法等の周知	浴場全般	注意書の掲示	指導	
	電気風呂	使用方法、注意書の掲示	指導	
	水風呂	使用方法、注意書の掲示	指導	
	サウナ	使用方法、注意書の掲示	指導	
	温泉	施設内の見やすい場所に、温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意等、加水・加温・循環・入浴剤・消毒の掲示	温泉法 18 温泉法省令 10	

## 根拠法令等

大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例 (条)

大田区公衆浴場法施行規則 (区規)

温泉法